

I 「合理的期間の法理」は、 【違憲の法理】である

①(1)「合理的期間の法理」とは、

- (i) 裁判所が、選挙は「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態」（平成23年最高裁大法廷判決、11頁）と認定した場合でも、
- (ii) 国会は、当該選挙区割りを合憲とするよう見直すための、合理的な立法裁量期間（=「合理的期間」）を有するとし、
- (iii) 「合理的期間」の末日が、投票日迄に徒過済でなければ、選挙は、合憲・有効とし、
- (iv) 「合理的期間」の末日が、投票日に徒過済であれば、選挙は、違憲とする。

法理である。

(2) 換言すれば、「合理的期間の法理」は、裁判所が、当該選挙自体は、投票日の時点で「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態」と判断済みでありながら、「合理的期間」の末日が、投票日の時点で徒過済であれば、憲法98条1項の明文（憲法の条規に対するその他の行為…は、その効力を有しない）どおり「無効」としないで、憲法98条1項の明文に反して、当該選挙を「有効」とするものである。

(3) 『合理的期間の法理』は、【憲法98条1項の明文に反して、合理的期間の末日が、投票日の時点で未徒過であれば、「憲法の条規に反する…國務に関するその他の行為」（=違憲状態の選挙）を「有効」とする点】で、
憲法の最高法規性を否定し、自ら（=「合理的期間の法理」）を【憲法に優越する「最高法規」】とする、
【悪魔の法理】である（註1）。



II 裁判官の「信義に従い、誠実に」 判決を下す義務（(i)憲法76条3項、 (ii)同99条、(iii)民事訴訟法2条、(iv)行政事件訴訟法7条）

1 裁判官は、良心に従って、独立して、自由に、自分が「正しい」と信じる判決を下せば、「それでよし」とされるわけではない。

2 民訴法2条は、当事者に、「信義に従い、誠実に民事訴訟を追行する」義務を課している。

他方で、同法2条は、裁判所に、公正に裁判する義務を課している。同法2条が当事者に、「信義に従い、誠実に民事訴訟を追行する」義務を課している以上、裁判官は、「信義に従い、誠実に」判決を下す義務を負っていると解される。

けだし、裁判官が「信義に従い、誠実に」判決を下す義務がないとすると、裁判所は、法から、同法2条に定める「公正」な裁判を行いたくない、裁判官が「信義に従い、誠実に」判決を下さないとすると、同裁判官は、憲法76条3項に定めるとおり、「良心」に従って判決を下した、とは言えないからである。

3 そして、行政事件訴訟法7条は、民訴法2条を準用している。

4 よって、選挙無効裁判の裁判官は、「選挙人の主張する」

(i) 主位的主張たる「主権者の多数決論」
(ii) 「事情判決の法理」論
(iii) 「合理的期間」論

を否定する判決を書くためには、上記(i)～(iii)の「選挙人の各主張を「信義に従い、誠実に」検討し、合理的根拠を示した上で、上記(i)～(iii)を否定する判決文を作成する義務がある。

5 【全国弁護士グループの提訴した、2012年12月衆院小選挙区選挙無効裁判について言えば】、

平成25年3月に14個の高裁判決が下された。

(4) 更に言えば、「合理的期間の法理」によれば、当該選挙が「違憲状態」であっても、即ち、当該選挙が憲法98条1項の明文により、「その効力を有しない」としても、「合理的期間」の末日が、投票日の時点で徒過済でなければ、その「違憲状態」選挙で当選した「違憲状態」国会議員は、その任期満了日迄又は解散時迄、立法等に有効に関与できる。

かかる「違憲状態」国会議員は、憲法98条1項の明文により、「無効」とされるべき選挙で当選した人であるので、同人が、「正に違憲された国会における代表者」（憲法前文第1文冒頭）であるわけがない。

よって、「違憲状態」国会議員は、【立法等に関与する資格の無い人】である。

以上のとおり、「合理的期間の法理」は、「違憲状態」国会議員（=【立法等に関与する資格の無い人】）が任期満了日迄又は解散時迄、立法等を行うことを許容する点で、憲法秩序を根こそぎ破壊する、とんでもない「違憲の法理」である。

(5) 違憲状態議員は、そもそも、立法裁量権を有しない

(ア) 憲法98条1項は、「（憲法の）条規に反する…國務に関するその他の行為…は、その効力を有しない（=無効である）」と明言している。

従て、「（憲法の）条規に反する…國務に関するその他の行為…は、憲法98条1項により、必ず無効となる。換言すれば、憲法98条1項によれば、「（憲法の）条規に反する…國務に関するその他の行為…は、有効となる余地が無い。

(イ) 『合理的期間の法理』は、「（憲法の）条規に反する…國務に関するその他の行為」（=憲法の投票価値の平等の要求に反する状態）で当選した国会議員の立法等の行為は、国会の立法裁量のために認められる合理的期間中は、有効である、とする。

しかし、この法理は、憲法98条1項の明文に違反する。

(ウ) そもそも、最高裁が、「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態」と判断済の選挙で当選した人は、【立法等を行う資格のない、無資格者】である。

かかる【立法等を行う資格のない、無資格者】が、立法裁量権を有する訳がない、いわんや、立法裁量のための「合理的期間」（例え、その期間が、1京（=10,000,000,000,000,000）分の1秒であっても）を有する訳がない。

(エ) よく考えてみれば、「当たり前のこと」である。しかし、日本中の全法律家（=全裁判官、全弁護士、全検察官、全憲法学者）が、この重大な點に、過去37年間、気付かなかつた。

2 一部の選挙区選挙のみ、「違憲無効」となった場合の議論

32個の衆院小選挙区選挙に限って、「違憲無効」の最高裁判決が下った場合で、現行法下では、不都合が発生しないことを、以下のとおり具体的に議論する。

(1) 最高裁の「違憲無効」判決で、衆院小選挙区選出議員・32人が失格した場合、

衆院は、180人の比例代表議員と、268人の小選挙区選出議員の合計・448人（=180+268）により構成される。

(2) (ア) (448人で構成される) 衆院は、定足数（=160人=480×1/3）を超えるので、多数決で、下記第1～第2の方法のいずれか1つを選択する決議を、有効に行ひ得る。

(3) 第1の方法：同448人の衆院議員が、現行の295個の小選挙区制の下で、第三者独立委員会（=最高裁判決の示す「憲法の投票価値の平等の要求」に基づく選挙区割り（案）を作成させ、衆院は、同（案）を参考として、緊急避難的改正立法を行い、直ちに、

解散して再選挙を行う。

第2の方法：『人口比例選挙たる、全國一区比例代表制選挙（参院）の手続を援用する旨の緊急避難的時間立法を行って、直ちに、解散して、再選挙を行う。

(イ) 現行法下では、上記(ア)に示すとおり、一部の小選挙区衆院選挙（2012年衆院選では、32個の小選挙区）についてのみ、「違憲無効」の最高裁判決が下されても、①残余の衆院議員（448人（=180+268））からなる国会が、最高裁の示す憲法の投票価値の平等の要求に従って、改正立法を行い、②国が、同改正立法に基づいて、再選挙を行ふことは、容易に可能である。

したがって、裁判所が、「2012年12月の32個の衆院小選挙区選挙」は、違憲又は違憲状態と認定した場合は、裁判所は、憲法99条、76条3項に従って、「違憲無効」の最高裁判決が下った場合で、現行法下では、不都合が発生しないことを、以下とおり具体的に議論する。

(3) ここで、選挙無効裁判は、審覈訴訟である（昭和51年最高裁大法廷判決）、最高裁が「32個の小選挙区選挙は、違憲又は違憲状態」と判断したことになる。

従って、未提訴の268個の小選挙区選挙の衆院議員は、「違憲」又は「違憲状態」の2012年12月の衆院小選挙区選挙を当選しているので、「正に選挙された国会における代表者」（憲法前文、第1文冒頭）ではない。

かかる「正に選挙された国会における代表者」（憲法前文、第1文冒頭）に該当しない、268人の違憲衆院議員又は違憲状態衆院議員は、立法等のために、主権者を代表して衆院で投票する【憲法上の資格のない人】である。

(4) よって、最高裁が、「32個の小選挙区選挙は、違憲又は違憲状態」と判断した場合、当該268人

の違憲衆院議員又は違憲状態衆院議員は、憲法99条（国会議員の憲法遵守義務）に基づき、直ちに、

(I) 解散して、国会議員としての地位を終了させるか、

(II) 自発的に辞任して、国会議員としての地位を終了させるか、又は

(III) 国会議員の地位を終了させなくても、その在任期間中、衆院の全議事の決議の投票を棄権するか、

のいずれかを行ふ義務を負っている。

(5) 假に、上記(4)が不適用の場合でも、同268個の小選挙区選出衆院議員（268人）は、「全国人民を代表する選挙された議員」（憲法43条1項）であるから、(I) (32個の提訴済小選挙区の全有権者の利益も含めた) 全国民を代表して、全国人民の利益のために、かつ、(II) 最高裁判決の示す「憲法の投票価値の平等の要求」に従って、選挙区割りの立法を行ふよう義務付けられている（憲法99条）。

(6) 従って、最高裁の「違憲無効」判決の対象たる32個の小選挙区の有権者が、（同448人の衆院議員が、最高裁判決の示す「憲法の投票価値の平等の要求」に従って、立法する）新しい選挙区割り法によって、不利益を蒙ることはあり得ない。

3 裁判官の【(i)憲法76条3項、(ii)99条、(iii)98条1項、(iv)民訴法2条、(v)行政事件訴訟法7条】に従って、判決文を作成する義務】

(1) 裁判官は、憲法と法律に従って、判決を下す義務がある（憲法76条3項）。

(2) (ア) よって、裁判官は、選挙（=「國務に関する行為」）が憲法に反すると判断した場合は、憲法99条1項の明文に従って、当該選挙を「その効力を有しない」（=「無効」）と判断する義務がある。

(イ) 比喩として言えば、憲法99条（憲法遵守義務）を履行する裁判官は、憲法の守護神である。

(ウ) 更に、比喩として言えば、憲法99条を履行せず、「合理的期間

意見広告

（シリーズ8）

1	4/20又は21	2	5/3	3	5/18又は19
4	6/23	5	7/11又は12	6	7/15

の法理又は「事情判決の法理」を用いて、裁判所が「違憲」又は「違憲状態」と判断済みの選挙を憲法98条1項の明文に反し、「無効」としない判決を下す裁判官は、憲法の最高法規性（憲法98条1項）の否定という、憲法の根柢からの破壊を行う、憲法の破壊者（=違法行為者）である。

4 国家賠償法上の裁判官の責任

(1) (i) 裁判官の判決言渡し行為が違法であり、(ii) 裁判官に故意または、過失があり、(iii) 他人に損害が発生した場合は、国に、国家賠償法上の損害賠償責任が生じる（国家賠償法1条）。

(2) ここで、上記(1)(ii)の裁判官の「故意」の論点について議論しよう。2013年6月末日までは、日本中の全裁判官、全弁護士、全検察官、全憲法学者の誰一人、

【合理的期間の法理】の国政選挙への適用は、憲法の根柢からあると明言しなかったし、

【合理的期間の法理】を用いて、過去実施済みの「違憲状態」又は「違憲」の国政選挙を「有効」と判断する行為は、憲法98条1項の明文に反する違法行為である。

しかし、2013年7月以降の主権者有志による情報発信によって、この論点は既に公知となった。

このことは、上記(1)(ii)の裁判官の「故意」の存否の認定に係る。

(3) 【裁判官が、『事情判決の法理』を適用して、「違法」又は「違憲状態」と判断済みの選挙を、「有効」と判断する行為】についても、上記(1)～(2)の議論が当てはまる。

し、文氏が48.0%を得票して、落選した。両者の得票数の差は、僅か3.6%でしかない。そして、韓国大統領選は、「一人一票」（=「人口比例選挙」）である。

この韓国大統領選で、仮に、「清き0.9票」の住所差別（=非「人口比例選挙」）があったと仮定すると、48.0%得票の文氏が当選し、51.6%得票の朴氏が落選するということが起こりうる。

「清き0.9票」の1票の住所の結果、48.0%得票の文氏が当選して、51.6%得票の朴氏が落選すれば、小学生でも、「オカシイ」と分る。

4 ニューヨークタイムズ紙

本年6月22日付けニューヨークタイムズ紙は、第A6面の過半の紙面を使って、主権者有志（一人）のインタビュー記事の形で、「日本の人口比例選挙裁判」を報道した。

その記事を読んだ米同主権者（Jay Weiser氏）は、同主権者有志（一人）に、「Keep plugging. You are doing “the Lord’s work.”（訳：やり抜け。あなたは「神の仕事」をしている）とメールした。

「国会議員主権国家」・日本を「人口比例選挙」が保障された「国民主権国家」に変えること（即ち、「法の支配の実現」）は、「神の仕事」の成就である。

飛鳥時代から今日迄の1500年間、日本人は、「国民主権国家」を実現していない。

裁判官だけが、判決1本で、この「神の仕事」を成就できる。

以上

あなたの選挙権が何票の価値かチェックしてみましょう。<http://www.ippyo.org/>



一人一票
検索

お問い合わせ ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221
連絡先:〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

